

障がい者活躍推進計画【赤穂市公平委員会】

機関名	赤穂市公平委員会
任命権者	赤穂市公平委員会委員長
計画期間	令和 7 年度～令和 1 1 年度
障がい者雇用に関する課題	市長部局と歩調を合わせ、一層の体制整備や各種取組みが必要である。
1 目標	
(1) 採用に関する目標	在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。
2 取組内容	
(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備	
	○障がい理解に係る研修を実施又は受講させる。
(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○管理監督者との面談等を通じて、障がい者一人ひとりの特性・能力を把握し、業務の適切なマッチングができているのかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
	○障がい者からの要望を踏まえ、就労支援機器の導入を検討する。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○次の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ○時間単位の年次休暇や療養休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○本人の希望等も踏まえつつ、各種研修を受講させる。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院の配慮、働き方、キャリア形成等の取組みを行う。
(4) その他	○障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。